

令和元年6月24日

◎西内（隆）委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

（9時59分開会）

◎西内（隆）委員長 御報告いたします。弘田委員から公務のため本日の委員会を欠席する旨の連絡がっております。

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、6月26日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

それでは、お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎西内（隆）委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、各部ごとに説明を受けることにします。

《商工労働部》

◎西内（隆）委員長 最初に、商工労働部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎近藤商工労働部長 それでは、商工労働部の提出議案について概要を御説明いたします。条例その他議案が4件ございます。高知県議会定例会議案③条例その他の68ページをお願いいたします。

第8号高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案に2件該当がございます。これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い改正するもので、令和元年10月1日から施行することとしております。

次に、70ページをお願いします。

3件目としまして、第9号高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案がございます。これは、中村高等技術学校において行う普通職業訓練の訓練科、訓練生の定員及び訓練期間について幡多地域における建築人材の確保と育成の実情等を考慮して見直し、改正をするものです。具体的には、木造建築科の再編や左官・タイル施工科の訓練期間の短縮等を行おうとするもので、就職率の向上や地域産業の担い手

の育成確保にもつながるものと考えております。

次に、75ページをお願いいたします。

4件目は第12号（仮称）南国日章工業団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案です。これは、分譲面積約11.5ヘクタールの工業団地を造成するもので、去る3月1日に競争入札を行い、四国開発・ジョウトク・大勝特定建設工事共同企業体が10億6,731万円で落札をいたしましたので、同企業体と契約を締結しようとするものでございます。工事の施工に当たっては共同開発を行っております南国市とも連携しながら令和2年度中の工事完成に向けて取り組んでまいります。

なお、提出議案の詳細につきましては、この後、担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、議案補足説明資料のインデックス赤色、審議会等のページをお開きください。

前議会の委員会からこれまでの間の審議会の開催状況につきまして御報告いたします。

まず、経営支援課で所管しております高知県大規模小売店舗立地審議회를6月12日に開催しております。この審議会は、店舗が立地する周辺地域の生活環境の保持の観点から、施設の配置や運営方法など、設置者が配慮すべき事項について御審議をいただくものでございます。6月12日の審議会では、せんだって新聞にも載っておりましたが、イオンモール高知が駐車場に新棟を建設するという点につきまして、その事前の駐車場の台数を減らし入り口を変更するという点についての審議でございます。審議の結果、意見なしとの答申をいただいております。

次に、雇用労働政策課で所管をしております高知県職業能力開発審議회를5月9日に開催しております。審議会では、高知県立高等技術学校の取り組みの御説明や中村高等技術学校の訓練内容の見直し案の審議を行い、出席者からは承諾をいただいております。

以上、私からの総括説明を終わります。

◎西内（隆）委員長 続いて所管課の説明を求めます。

<工業振興課>

◎西内（隆）委員長 初めに、工業振興課の説明を求めます。

◎戸田工業振興課長 それでは条例改正議案につきまして御説明いたします。

お手元の資料③条例その他議案の68ページをお開きください。

第8号高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例でございます。

第1条をごらんください。高知県手数料徴収条例の一部を改正するものでございますけれども、そのうち当課にかかわりますものは、第1条と書かれております行から4行目の第27条の表3の項中「8,000円」を「8,100円」に改めるものでございますが、これは、採石法の規定に基づく業務管理者試験の受験に係る手数料で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を考慮し、改正するものでございます。

なお、本改正につきましては、次のページの附則に記載しておりますとおり、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎西内（隆）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 これは10月からの消費者の増税にかかわっての手数料の見直しですか。

◎戸田工業振興課長 もとになりますのは政令の改正でございますけれども、政令の改正の考え方といたしましては、手数料の積算になっております物件費につきまして、消費税の影響があるということで、それを考慮して政令が改正されると伺っております。

◎吉良委員 消費税については自治体に対して課税とか納税の義務はないわけですよね。

◎近藤商工労働部長 先ほど課長が御説明いたしましたように手数料そのものには消費税はかかりませんが、使用する物件費などに消費税がかかるということで、それを考慮したものと理解をしております。

◎吉良委員 そのまま県の収入になるわけですよね。そのように理解してよろしいわけですか。それを国とかに対して納税するということはないわけですね。全て県の収入になると判断していいわけですか。

◎戸田工業振興課長 県の収入になります。

◎吉良委員 大体これでどれぐらいの増収になるんですか。

◎戸田工業振興課長 私どもの関連するところが業務管理者試験の受験という部分でございますので、これに関しましては、最近の実績で申し上げますと、年間6件から10件程度でございますので、金額的にはさほど大きくはございません。

◎吉良委員 産業振興について大事な部分だと思います。そういう面で言うと、いずれにしても資格を得て、業につくと。わずかこれぐらいの額を課すということが、今の時期妥当なのかどうなのかということについては、課としてはどのような、あるいは部としてはどのような論議をなさったわけですか。

◎近藤商工労働部長 これは県庁全体として政令に従い改正するものでございますので、商工労働部として特段個別に議論を深めるということはしてございません。

◎吉良委員 徴収されるのは個別ですから、やはり業者のあるいはその事業の具体を知っているそれぞれの部、課でそれが本当に妥当なのかどうなのかと。特に納税の義務もないわけですから、そういう意味では、検討があってしかるべきだと思います。状況はわかりましたので、ぜひ、これについては、わずかな額を受験者に課すことが私たちはよろしくないと考えておりますので、なお、そのことについて県全体で手数料のあり方についても再検討すべきだということを述べておきます。

◎西内（隆）委員長 質疑を終わります。

＜企業立地課＞

◎西内（隆）委員長 次に、企業立地課の説明を求めます。

◎岡本企業立地課長 当課からは、その他議案として提出しております議案につきまして御説明させていただきます。

お手元の資料③条例その他議案の75ページをお願いします。

第12号（仮称）南国日章工業団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案でございます。本議案は、南国市にて開発を進めています（仮称）南国日章工業団地における造成工事の請負契約締結に関するものでございます。平成31年3月1日に一般競争入札を行いまして、高知市日の出町2番12号の四国開発・ジョウトク・大勝特定建設工事共同企業体が10億6,731万円で落札いたしましたので、同企業体と契約を締結しようとするものでございます。なお、完成期限は令和3年2月2日でございます。

恐れ入ります、お手元の議案補足説明資料インデックス青色の商工労働部のページを1枚おめくりいただきまして、インデックス赤色の企業立地課のページをお願いします。

（仮称）南国日章工業団地団地整備工事概要という資料でございます。この工事は南国市の日章地区に分譲面積約11.5ヘクタールの工業団地を造成するものでございます。工事の内容につきましては、資料の右下になりますが、団地造成工事として造成工11.5ヘクタール、一時貯留池、緑地等の整備、関連工事として幹線道路409メートル、区画道路644メートルの整備を行うものでございます。工事の施工に当たりましては、共同開発を行っております南国市とも連携しながら、令和2年度中の工事完成に向けて取り組んでまいります。

また、工事が完成いたしましたら、確定測量を実施して分譲用地の確定を行いますとともに、都市計画法の開発行為に関する工事の完了検査を経て分譲を開始する予定でございます。以上で企業立地課の説明を終わらせていただきます。

◎西内（隆）委員長 質疑を行います。

◎上治委員 今、特に言われておる南海トラフ地震の関係で、この敷地造成するところは、浸水対策とか、そういうことは大丈夫なのかどうかその点を。

◎岡本企業立地課長 南海トラフの津波浸水予測で言いますと、一部このエリアがかかっているところがございますが、影響がないように国道の高さまで盛り土をする予定となっております。

◎横山副委員長 一般競争入札ですけれども、応札した企業体の数っていうのはどれぐらいになっていましたか。

◎岡本企業立地課長 応札は7社とお聞きをしております。

◎横山副委員長 最終的にこの企業体と契約に至ったっていうのは、価格と提案型の評価値、評価点で落札ということでしょうか。

◎岡本企業立地課長 総合評価方式によりまして評価点とあわせまして金額によって、入札結果が出ております。

◎横山副委員長 受注した際の創意工夫、また品質の確保ということを提案するような総合評価が含まれていますか。

◎藤井企業立地課課長補佐 今回品質管理のほうは含めておらず、工事中の防音、振動対策、工事用の排水における汚濁を防止する考えを提案していただきまして、そちらのほうで評価をさせていただきました。

◎横山副委員長 大変重要な評価項目だと思いますので、これは担保されるよう、しっかり管理していただきたいと思います。

◎岡田委員 工事が始まりますと、周辺の住民に対して、環境の問題、トラックなどの搬入もかなり頻繁になってくると思います。交通安全の面、あるいは生活環境の面も含めてきちんとした対応を図って事業を進めていただきたいと思いますとお願いをしておきます。

◎野町委員 以前の委員会でも質問させていただいた内容なので、確認なんですけれども、こちらの工業団地の出入り口が国道55号線の南国バイパスと接するわけですけれども、現在、高知空港からの部分で大型車両に関しては内輪差があって、東側に曲がる改良というところができないというお話だったと思いますけれども、こちらの図を見てみますと、工業団地側からの出入り口の部分も結構広がっているというような感じがするので、一定交差点で大型のトレーラーなどが出入りする場合にスムーズな運行もできるようには改良されるんだろうなと思うんですが、国道の中央分離帯が少し邪魔になるのではないかとこのところもあります。ですから、そこら辺は調査をされて、大型の車両がスムーズに通行できるように、国道事務所等とも連携をしながら改良もしていただければいいかなと考えているんですが、いかがでしょうか。

◎岡本企業立地課長 交差点につきましては、警察との協議を含めまして、しっかり関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

◎西内（隆）委員長 質疑を終わります。

<雇用労働政策課>

◎西内（隆）委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎北條雇用労働政策課長 それでは、条例改正議案につきまして御説明いたします。

まず、お手元の資料③条例その他議案の69ページをお開きください。

第8号高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例です。第6条をごらんください。高知県手数料徴収条例の一部を改正するもので、当課にかかわりますものは職業能力開発促進法の規定に基づく技能検定試験の実施に係る手数料1万7,900円を1万8,200円に改めるものです。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴って県の条例を改正するものでございます。

なお、本改正につきましては附則に記載しておりますとおり、令和元年10月1日から施行することとしております。

次に、70ページをお開きください。

第9号高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案です。これは、中村高等技術学校において行う普通職業訓練の訓練科、訓練生の定員及び訓練期間について、幡多地域における建築人材の確保と育成の実情等を考慮し、見直し改正するものです。

お手元の議案補足説明資料の2ページ、赤色のインデックス、雇用労働政策課をご覧ください。

1 中村高等技術学校の訓練科の見直し案について記載をさせていただきます。1つ目の表は、中村高等技術学校の訓練科の見直しの案を整理したものととなります。中村校には普通課程、2年の木造建築科と左官・タイル施工科、短期課程6カ月の住宅リフォーム科の三つの訓練科を設置しております。木造建築科につきましては、現在の中卒以上の方を対象とした2年課程1学年定員10名を同じく2年課程で1学年定員5名とする木造建築科Ⅰに改編するとともに、新たに高卒以上を対象とした1学年10名の1年課程、木造建築科Ⅱを設置するものでございます。

左官・タイル施工科につきましては2年の普通課程から1年の短期課程に改編するものです。また、この2つの訓練科については、年齢制限を39歳以下から45歳以下に引き上げたいと考えております。住宅リフォーム科につきましては、訓練課程を6カ月から10カ月に延長し、定員を10名から15名に変更するものです。

なお、この見直しで条例規定事項に該当するものは、表で薄く色づけをしている部分、木造建築科と左官・タイル施工科の訓練期間及び定員に関する項目となっております。

次に、見直しの背景について御説明をいたします。2背景をごらんください。

まず1つ目に充足率の減少がございました。少子化や中学生の高校への進学率の上昇などにより、学卒者を対象とした訓練である木造建築科及び左官・タイル施工科の充足率は平成28年度以降50%以下に落ち込むなど、訓練生の確保が厳しい状況になっています。こうした状況から中村高等技術学校では、平成29年度に幡多地域建築系人材育成推進協議会を立ち上げ、企業が求める専門知識と技術力を持った人材の育成等について協議を行ってまいりました。そうした議論を重ね、昨年度、協議会から県に対して中村校の訓練内容の見直しや、多能工の育成等について御意見をいただいたところであります。今回の改正は、これを受けて、先ほど御説明しました内容で訓練科の見直しを行おうとするものでございます。

次に、3見直しによる効果といたしましては、木造建築科では高卒者を対象とした訓練コースを設置することで、これまで県外に流出していた工業高校の卒業生の入校も見込め

るようになること、左官・タイル施工科では短期課程によることで企業ニーズに合った県独自の訓練カリキュラムが実施できるようになることにより、多能工の人材をこれまでより短い期間で建築人材の担い手として地域に送り出せるようになります。それに加えて、年齢制限を45歳まで引き上げることにより、離転職者や移住者等といった幅広い受け入れが可能となります。こうした一連の見直しにつきましては、中村校の課題であった訓練生の確保や多能工化、また就職率の向上に対応するものであり、地域産業の担い手の育成確保にもつながることから、今回、条例の改正を行おうとするものでございます。

なお、本改正につきましては、条例附則に記載しておりますとおり、令和2年4月1日から施行することとしており、今年度在学しております学生については変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎西内（隆）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 高等技術学校のことについて、先ほど職業能力開発審議会でも論議をされたとおっしゃいましたけども、この技術学校について出された主な意見はどのようなものがあったのか教えてください。

◎北條雇用労働政策課長 中村高等技術学校の項目に関しましては、改編の中身につきまして御説明をさせていただいております。そういった中で、今の中学卒業生の現状や進学率の状況などを踏まえまして、時代のニーズに合った形での改編というものについて、多くの委員の方から御指示をいただいております。そういった、時代に合った形で地元のニーズ、企業のニーズに沿った形での改編ということを御尊重いただいているものと考えております。

◎横山副委員長 幡多では、見させていただきまして大変皆さん頑張ってるなというふうな期待をするところでもございました。そこで、多能工という考え方が恐らくこれからすごく重要になってくるんだろうなと考える中において、今、左官タイルと型枠と瓦葺きということで御提示されているわけですが、今後、配管、鉄筋というようところが考えられてくるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

◎北條雇用労働政策課長 幡多の建築人材系の協議会のほうは引き続き今年度も設けておりますので、そのような御意見があったということを伝えまして、またそれぞれの建築業界のニーズというものもあるかと思っておりますので、そちらの意見も踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

◎西内（隆）委員長 質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

〈農業振興部〉

◎西内（隆）委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎西岡農業振興部長 農業振興部の提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

当部にかかわります議案は、令和元年度の一般会計補正予算に関する議案1件でございます。お手元の資料②議案説明書（補正予算）をお願いします。12ページをお開きください。

こちらに農業振興部補正予算総括表をお示ししております。今回の補正は環境農業推進課において200万円の増額補正をお願いするものでございます。補正予算の内容としましては、国の補助金を活用しまして、土佐市におけるスマート農業の実証事業を支援するものでございます。詳細は後ほど環境農業推進課より御説明をいたします。

次に、お手元に各種審議会の審議経過等についての資料を添付をさせていただいております。こちらに高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の2件、今後の開催予定などを記載をしております。

最後に、付託案件ではございませんが、今議会での平成30年度高知県一般会計事故繰越繰越使用報告について、当部に該当する事業が1件ございますので御説明をさせていただきます。

県営ため池等整備事業費でございます。室戸市西山地区の長野2号池のため池堤体工事につきまして平成29年度の補正予算を活用して平成30年度に繰り越し、平成30年7月に入札、8月に着工して平成31年2月の工事完成を予定しておったところでございます。

しかし、平成30年7月豪雨におきまして、安芸農業振興センター管内全域が被災をし、県では災害対策を優先的に進めるため、近隣の施工業者に緊急応急工事等を依頼したことにより、本工事は入札参加者不在で2回の入札中止になりました。その後、10月に随意契約を行いまして着工することになり、請負業者も人員の確保に努めまして、年度内完成に向けて取り組みましたが、想定以上の泥土の処理が必要になるなど、年度内の完成が困難になったところです。本年度に入って以降は順調に工事が進み、5月27日に完成を見たところでございます。

以上で私からの総括説明を終わらせていただきます。

◎横山副委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

<環境農業推進課>

◎横山副委員長 環境農業推進課の説明を求めます。

◎青木環境農業推進課長 それでは令和元年度6月補正予算案について御説明します。

お手元の資料②議案説明書（補正予算）の14ページをお願いします。

右の説明欄にありますI o T推進事業費の次世代につなぐ営農体系確立支援事業費補助金につきまして、200万円の増額補正をお願いするものでございます。事業の内容につきま

しては、議案に関する補足説明資料の環境農業推進課のインデックスをお開きください。

今回の補正予算は、国の定額の補助事業、次世代につながる営農体系確立支援事業を活用しまして、土佐市のショウガ農家やJA高知県等で構成します土佐市ショウガスマート農業協議会が、収穫作業の省力化や病害対策といった課題について、ドローン等の先端技術を導入して新たな営農技術体系を構築する取り組みに対して支援するため増額補正をお願いするものです。

まず、資料の上段に露地ショウガにおける課題を整理しています。ショウガは10月から11月の収穫時期に労働時間の4割が集中しますので、省力化、軽量化技術の導入が求められています。また、ショウガを連作することで根茎腐敗病や青枯病といった土壌病害の発生率が高くなり、ショウガの栽培を中止せざるを得ない圃場も出るなど、効果的な土壌病害対策が課題となっています。

そこで、資料の下段にございますように、国の事業を活用しまして、近年開発の進んできたアシストスーツや親芋も一緒に掘り上げることができる掘り取り機といった省力化機械とドローンを用いた画像解析による病害の早期発見、国の試験場と県農業技術センター等が高い防除効果を確認しました低濃度エタノール土壌還元消毒技術などの実証を行うものです。

この取り組みによりまして、収穫作業の省力化と効果的な防除技術を組み入れた営農技術体系を確立し、将来的に県内各地に普及することで、本県のショウガ栽培の維持拡大につなげていきたいと考えております。環境農業推進課の説明は以上でございます。

◎西内（隆）委員長 質疑を行います。

◎上治委員 労働力の軽減になるアシストスーツとかショウガ掘り取り機とか、あるいはドローンという説明なんですが、この補助金200万円の内容をもう少しお願いします。

◎青木環境農業推進課長 200万円の内訳でございますが、ドローンによる空撮、画像解析をする業者に委託するお金が約85万円。低濃度エタノールの消毒を行うための資材が約90万円。それと、アシストスーツとかショウガの掘り取り機については、機械の購入はできませんので機械をリースする形になります。これが1カ月リースすることで約23万5,000円などとなっております。

◎上治委員 今回、土佐市でスマート農業の実証ということでデータをとりますよね。データをとることによって、例えば、今まで、そのような労働力というものをお金に換算したら、1アール当たりをやるのに何十万円かかっていたのがこれぐらいで終わる、省力化ができた。そのことによって、所得としてこれぐらい見込めるというところまで、今回の実証でできるんですか。

◎青木環境農業推進課長 今回、ショウガの掘り取り作業がどの程度軽減できるのか、その時間の軽減と、アシストスーツを入れますので、どれだけ疲れやすい、疲れにくいとい

ったところもあわせて検証させていただくようになります。もちろん、そのことによって日当が仮に8,000円であれば8,000円に換算した省力のコスト低減分というのは当然試算として出てはまいります。ただ、それを普及する上での課題もあわせて整理していきますので、課題も含めて結果はショウガ産地の皆さんに説明していく形になるかと思えます。

◎上治委員 ある程度いけるのではないかと想定はしているんですが、いけるという結果が出て、それをショウガ産地の皆さん方に対して普及をしていこうとするときに、県として、補助であるとか支援策は考えているんですか。

◎青木環境農業推進課長 機械については200万円程度ということが想定されていますので、これについては、国の産地パワーアップ事業というものがございまして、リース導入が可能ですので、そういった国の事業の活用をまずやっていくことを考えております。

成果の周知についてはショウガの生産者交流会が毎年1月ごろに実施されておりますので、そういった場であったりとか、各地区のショウガの総会の場で実証成果については周知していきたいと考えております。

◎西内（隆）委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎西内（隆）委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思えますので御了承いたします。

◎川村林業振興・環境部長 それでは、林業振興・環境部の提出議案について御説明いたします。まず、一般会計補正予算についてでございます。

資料②議案説明書（補正予算）の15ページ、林業振興・環境部の補正予算総括表をごらんください。

補正の内容の主なものは、林業環境政策課の欄に計上してございますが、本年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴い、本県に譲与される見込みの森林環境譲与税1億4,200万円余りについて新たに基金を設置して積み立てるものがございます。また、この新たな基金の財源を活用して実施する事業として、森づくり推進課の予算として、当初予算でお認めいただいております林地台帳共有システムの機能向上や市町村職員向けの研修など、森林経営管理制度の推進に必要な事業9,500万円余りについて、その財源を一般財源から特定財源、すなわち新たな基金からの繰入金へ変更するものがございます。

続いて、資料⑥議案説明書（補正予算）の4ページをごらんください。

林業振興・環境部補正予算総括表でございます。19日に追加提案させていただきました

新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に関する補正予算についてでございます。

こちらの新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備につきましては、県執行部として、建設予定地を佐川町加茂と決定いたしまして、5月31日に佐川町及び佐川町議会へ受け入れの申し入れを行ってまいりました。

そして、6月17日に佐川町長及び佐川町議会議長から地域住民の皆様の安全確保や生活環境の保全、不安の解消を図ることなどを前提といたしまして、施設整備の受け入れを受託する旨の御回答を正式に文書でいただいたところでございます。

このことを受けまして、新たな施設の整備に向けた取り組みとしてボーリング調査を含む地質調査や測量調査、基本設計等に要する経費、また、地域住民の御不安を解消するための取り組み、周辺対策の実施に向けた取り組みといたしまして、周辺地域における上水道の支援に向けた井戸の状況調査等に要する経費について、1億6,800万円余りの補正予算を追加計上してお諮りさせていただいております。

また、周辺対策につきましては、長竹川の増水対策として河川の測量等に要する経費を土木部の所管予算として別途計上させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続いて、林業振興・環境部と書かれた青いインデックス、補足説明資料の1ページをごらんください。

こちらが令和元年度6月補正予算総括表といたしまして、冒頭提出したものと追加議案とあわせた、林業振興・環境部の補正予算の全体の総括表を整理してございます。追加議案分を含めまして、合計欄のところでございますが、補正予算額3億1,000万円余りの補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、資料③16ページ、条例その他議案が1件ございます。先ほど御説明させていただきました森林環境譲与税を基金として積み立てるために、森林環境譲与税基金を設置する条例の制定をお願いするものでございます。

続きまして、林業振興・環境部が所管する審議会の審議経過等につきましては、お手元の資料の赤いインデックスに審議会等とあります資料に一覧表をおつけしてございます。

今年度はまだ開催実績がございませんので、業務概要委員会で御説明した段階と変更はございません。

続きまして、議案ではございませんけれども、平成30年度高知県一般会計事故繰越し繰越使用報告について、1点御説明させていただきたいと思っております。

林道開設事業費の事故繰越が1件ございまして、この事業は平成29年度2月補正予算を活用いたしまして、香美市物部町において森林基幹道開設事業河口落合線第1工区の事業を進めておりましたが、平成30年7月豪雨によりまして進入路となる手前の林道が被災したため、年度内の完成が困難となり、事故繰越となったものでございます。被災した林道

につきましては今月初旬に復旧しましたことから、本件事業についても早期に竣工いたしますよう工事を進めてまいります。

最後に、マスコミ報道等で御承知のことと存じますが、先週20日木曜日に北川村柏木で発生しました山林火災について御報告いたします。

火災発生現場は地元の森林組合が伐採作業をしている山林で、伐採跡地を中心に約20ヘクタールほど延焼して、6月22日土曜日夕刻18時14分に鎮火宣言がなされました。消火作業に当たっていただいた地元消防、警察、香川県、自衛隊の各位に、この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。

また、出火原因につきましては現在、警察と消防で調査中ということでございますが、伐採作業現場で発生した火災でございますので、当部といたしましては、山林火災予防について、森林組合や林業事業者に対して速やかに注意喚起をしてまいりたいと考えてございます。

以上、総括的に御説明いたしました。議案についての詳細はそれぞれ担当課長から御説明させていただきます。

◎西内（隆）委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

＜林業環境政策課＞

◎西内（隆）委員長 初めに、林業環境政策課の説明を求めます。

◎久保林業環境政策課長 当課から補正予算に関するものが1件、条例議案が1件ございます。先ほど部長から総括説明させていただきましたように、国におきまして森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、本年度から森林環境譲与税の譲与が始まることとなっております。このため、当課の所管する歳出関係で補正予算案を1件お願いしております。

資料②議案説明書（補正予算）の16ページをお願いします。

右側の説明欄をごらんください。森林環境譲与税基金積立金でございます。

こちらは県に配分される国の譲与税を財源としまして、森林整備等に取り組む市町村の支援を行うため、本県への譲与税の見込み額1億4,257万4,000円を基金に積み立てるものでございます。

お手元にお配りしております、議案補足説明資料の赤のインデックス、林業環境政策課のページをごらんいただきたいと思っております。表題に、森林環境譲与税基金の創設による森林環境保全の推進と記載の資料でございます。こちらの資料で基金の概要等御説明させていただきます。

まず、基金の概要でございます。右側の点線囲いにごございますように、市町村及び都道府県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源を確保することを目的に、国が本年度創設しました森林環境譲与税を積み立てて管理するため、基金を設置しますととも

に、積み立てた譲与税は森林整備等に取り組む市町村への支援に係る事業に充てることとしております。

次に、譲与税の活用についての考え方でございますが、譲与税とあわせて、本年度から国の森林経営管理制度が新たに始まっております。

この制度は下の端の点線囲みのところに書いておりますとおり、経営管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐ新しいシステムとなってございます。この制度の円滑な推進に資するため、上の①及び②の下線で書いておりますように、県に配分される譲与税を森林整備に取り組む市町村への支援や、市町村に必要となる人材育成担い手確保の取り組みに対する支援に活用することとしております。

また、③にございますとおり県民の皆様には年額500円の御負担をいただいております森林環境税を活用した事業につきましても、上の表、譲与税と県版森林環境税の役割分担の整理に基づいて、実施をしておりますこととしております。

上の表のほうをごらんいただきますと、譲与税と県版森林環境税の役割分担としまして、まず森林整備分野では、県の譲与税は①のところの赤い矢印を右側にたどって、補正予算の概要に目を移していただきますと、森林経営管理制度の実施に向けた支援に活用することとしております。

また、森林整備の促進の分野では、県の譲与税は人材育成等に係る市町村への支援として、②のところの赤い矢印を右側にたどっていただきますと、担い手確保への支援や市町村職員向け研修などに活用することとしております。こちらの補正予算案につきましては、この後、事業を所管しております森づくり推進課から御説明をさせていただきます。

一方、県版の森林環境税でございますが、まず、森林整備分野では、市町村の譲与税は森林経営管理制度に基づく事業、こちらは経営や管理が適切に行われていない森林整備等でございますが、森林所有者の方に整備の意思がない森林を対象とした整備に活用することに対しまして、県版森林環境税では表の右端の欄をごらんいただきますと、森林経営管理制度の対象森林とは異なりまして、森林所有者の方がみずから整備する意思があります森林の保育間伐等に活用してまいります。

次に、森林整備の促進分野でございますが、市町村の譲与税が一部市町村で森林経営管理制度を前提とした担い手支援アドバイザーの雇用に係る経費や、その他の事業で木製品の導入等に活用される予定となっております。これに対しまして、県版の森林環境税は森林環境教育や木材利用の促進など、県内で広域的に取り組むことが必要なその他の事業分野に引き続き活用させていただくこととしております。

続きまして、当課所管の条例議案につきまして御説明をさせていただきます。

資料④の議案説明書（条例その他）の29ページをお開きいただきたいと思います。第3

号議案となります。こちらの高知県森林環境譲与税基金条例議案要綱で御説明をさせていただきます。

まず、1の条例制定の目的でございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されましたことを受けて、法で定める施策的な森林整備を実施する市町村の支援等のために基金を設置するものでございます。

次に、2の主要な内容でございます。(1)としまして、基金として積み立てる額は、国から譲与を受ける森林環境譲与税の総額とし、一般会計歳入歳出予算で定めること。

次に(2)としまして、基金の運用から生ずる収益は全て基金に積み立てるものとする

こと。
次に(3)としまして、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。

次に(4)としまして、知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができることといった内容になってございます。

最後に、3の施行期日でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上で、林業環境政策課の提出議案の説明を終わらせていただきます。

◎西内(隆)委員長 質疑を行います。

◎野町委員 大変すばらしい制度ができ、大変期待をしております。この資料で森林管理制度の実施に向けた支援で、林地台帳等のシステム改修ということがあって、これは持ち主がわからない林地を役所を含めて明らかにしていって、しっかり活用をしていくということになるんだろうと思うんですが、県内の持ち主がわからない林地面積とか割合はどれぐらいあるのか。また、市町村によって濃淡があっても困るんですけども、大体何年間で整理をしていこうと考えていらっしゃるのか教えていただけたら。

◎櫻井参事兼森づくり推進課長 森づくり推進課の櫻井でございます。ただいまの御質問に対してのお答えをさせていただきます。不明の森林がどれぐらいあるかということにつきましては、県内の民有林の中の人工林の総面積が約30万ヘクタールございまして、その中で、これまでに森の工場であるとか民間の事業者が主体となって合意形成を図ってきた面積が約3分の1ほどありますので、それ以上、今、民間の事業者からの情報ではなかなか合意形成が進まないといった状況もありますので、半分強、6割から7割ぐらいは現在、所有者の所在であるとか、境界が不明な森林があるものではないかと考えております。あと林地台帳の整備につきましては、余り時間をかけてやっても意味がありませんので、現在の当課では3年ぐらいをめどに、ほぼ完全なものにしたいと考えておりますけれども、予算の配分なども含めて、なるべく早く前倒しでやっていきたいと考えております。

◎横山副委員長 県版の森林環境税も大変に重要な資料③のような事業をしていくという中において、やはり県民の皆様からも県としての森林環境税をもらっていると、こういう

ところにこういうことが使われているんだということは、しっかり国の譲与税が始まるからこそ、さらにPRをしていく、御理解もちょうだいしながらやっていくという必要があるかと思えますけれど、その辺についてはいかがでしょうか。

◎久保林業環境政策課長 副委員長御指摘のとおりでございます。現在でも、森林環境の情報誌ですとかホームページ上で広報しておるところなんですけれども、昨年度から森林環境教育を含めましたフェアも高知市で開催するようにはしております。もともと、県の森林環境税が高知で初めてスタートしたということもありまして、県民みんなで参加して森づくりを進めていくという趣旨にのっとりまして、今後ともPRと普及をしていきまして、県民の皆様の認知度につきましても向上させるように努めてまいりたいと思います。

◎西内（隆）委員長 質疑を終わります。

＜森づくり推進課＞

◎西内（隆）委員長 次に、森づくり推進課の説明を求めます。

◎櫻井参事兼森づくり推進課長 6月補正予算につきまして御説明をいたします。お手元の資料②議案説明書（補正予算）の17ページをお開きください。

歳入でございますが、先ほど林業環境政策課から御説明しました森林環境譲与税基金から事業費を繰り入れするものでございます。

次に18ページをお開きください。

歳出でございますが、当初予算で一般財源を充てていた事業について、特定財源への財源更正を行うものでございます。森林環境譲与税基金を活用したそれぞれの事業概要につきましては、補足説明資料で御説明いたします。赤いインデックスの森づくり推進課のページをお開きください。

右側の補正予算の概要をごらんください。一番上の森林経営管理制度の実施に向けた支援は意向調査を初めとする市町村の業務に必要な林地台帳共有システムの機能向上や森林GISの機能拡充等を行うとともに、本庁と林業事務所への支援スタッフの配置や制度の概要を県民に周知するための広報などを行うものです。

2つ目の担い手確保の支援は、就業者の確保と定着率の向上を図るため、林業事業体への労働環境等の改善に向けた助言指導を行うアドバイザーを林業労働力確保支援センターに配置するとともに、森林研修センターにおいて研修に使用する備品の購入を行うものです。

3つ目の市町村職員向け研修の実施は、林業大学の短期課程において市町村職員を対象とした研修を実施し制度の円滑な運営を支援するものでございます。

以上で、森づくり推進課の説明を終わります。

◎西内（隆）委員長 質疑を行います。

◎野町委員 先ほどのお話によりますと、かなりの面積、戸数も相当数になるんだろうと

思うんですけれども、ここら辺については市町村が主体的にやる話ですが、県としても支援をするということで、市町村によっては、大変多くの面積、戸数を抱えているところとないところもあるわけで、そこら辺は3年をめどに今までわからなかったものを明らかにしていくということになると、かなりハードルが高いのではないかなと思うんです。人員をどれぐらい確保したらいいのか、あるいはどのような手続でやったらいいのか、ある程度県のほうも考えておられるんだろうと思うんですが、そこら辺を具体的に進めていく内容なり、人的にどれぐらい必要と考えておられるのでしょうか。

◎**櫻井参事兼森づくり推進課長** まず最初に先ほど3年と申し上げたことの補足をさせていただきます。林地台帳共有システムであるとか森林情報の高度化といったところの取り組みで、森林情報を正確に表示できるようにすることを3年を目標にやっていきたいと。

したがって、その林地台帳共有システムを活用して市町村の担当者の方が所有者の探索であるとか意向調査、こういったことを取り組んでいくということになると思います。市町村はこれまで林業専門の職員が非常に少ない状況がありましたので、県で本庁と出先林業事務所に支援チームを設置しまして、まずは市町村の取り組み状況をきちんと把握して、どういったことが課題になっているか、取り組みが進まない原因は何か、そういったところの情報をしっかり把握し、それをもとに市町村への個別の支援を行っていきたいと考えております。

具体的には所有者の意向調査を行って、所有者の方がどういった御意向、自分の森林を適正に管理していくお気持ちがあるのか、人に任せていきたいのか、そういったことを把握した上で、その後の森林整備の必要な措置をとっていく形になろうかと思えます。

◎**野町委員** 6割から7割ぐらいの大きな面積がいまだ活用されていないということになるわけで、これを活用できるようにするという事なんだろうと思えますので、大きな仕事だろうというふうに考えます。ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

◎**横山副委員長** 本庁と林業事務所に支援スタッフを配置とありますけれども、どのような組織体制を考えられているのかお聞かせください。

◎**櫻井参事兼森づくり推進課長** 本庁には、これまで森林計画を担当していたチームに専属の職員をおきまして、経営管理制度の推進を図ることとしておりまして、そこに支援チームという位置づけをしております。あと出先の林業事務所は事務所によっては非常勤職員を補充的に配置しまして、現職の職員を含めて振興課を中心に支援チームを設置しまして、市町村の意見を聞いたり協議をしたり、そういったことの会合を年に3回から4回程度行いながら必要な個別支援もやっていく形をとっております。

◎**横山副委員長** 市町村への支援と同時に、現場の森林整備を担う人材の育成確保が重要になっていくんだろうと。すなわち担い手の確保、その中で今回、雇用管理改善推進アドバイザーの配置は、具体的にどのような活動をされたり、どのような方がそのアドバイザー

一になって、期待する効果としてどのようなものをされているのか、そこをお聞かせください。

◎櫻井参事兼森づくり推進課長 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく雇用改善計画というものを県下で85の事業体、森林組合の方がつくり、県が認定をしております。

この中には5カ年間のうちにどういった労働環境の改善であるとか、現場の生産性の向上であるとか、そういったことを進めていくかということが書かれておりますけれども、これまで、県でも進捗管理については十分な対応ができておりませんでしたので、雇用改善アドバイザーは改善計画の進捗管理をしっかりと行いながら事業体に個別の訪問を行って、計画に書かれている改善の状況がうまくいっているのかいっていないのか、いっていないのであればどういったことが原因になっているのか、そういったことを、事務所、本庁の林業の所管と情報共有して必要な対策を進めていこうと思っております。

◎横山副委員長 雇用改善計画というものは、すなわち担い手の定着率が上がるためのものという認識でよろしいでしょうか。

◎櫻井参事兼森づくり推進課長 これまでの実績で見ても、新規の就業者は林業大学校等の効果もありまして、一定毎年就業される方がふえてきておりますけれども、若手の定着率というのがなかなか上がらない状況でありますので、やはりそこには若い方がきちんと将来の設計をしながら、仕事について継続してついていただくことが必要と思いますので、事業体ごとの労働環境の改善であるとか、雇用条件の改善であるとか、そういったことを取り組むことが定着率を上げていくことにつながっていくと考えております。

◎横山副委員長 若手の定着率を考えたときに、今、建設産業のほうでは週休2日制とか、そういうふうことも一つ提唱をされつつあるようなところですがけれども、休日とか働き方改革がかなりうたわれている中において、林業の担い手の感覚、その業界で言うと、どのようなことが雇用改善計画とリンクしているのか、その辺はどうでしょうか。

◎櫻井参事兼森づくり推進課長 自然の現場が相手ですので、就業の計画はやはり計画的にはなれないと思っております。週休2日と言っても、どこで休むのかというのは現場ごとによって変わってくるものでありますし、基本的に雨の日には現場で作業ができませんので、そうすると、例えば高知市で言えば、年間の晴れの日数が大体210日から220日ぐらいございますので、週休2日と祝祭日を休んで、一般のサラリーマン等で言えば、それぐらいが年間の就業日数ではないかと思っておりますので、雨の日にお休みを効果的にとりながら、晴れの日にはしっかり現場で作業してもらおうといったことが考えられると思っております。

◎横山副委員長 85の事業体に取り組んでいるという雇用改善計画がしっかりと進捗することによって定着率が上がるということを期待するというか、そうなるようにこのアドバイザーを置くわけですから、ぜひしっかりと取り組んでいただきますよう、よろしく申し上げます。

◎上治委員 農業の場合、スマート農業ということで省力化を図ったりとかいろんなことを考えてやっていこうとしているんですが、この林業関係、確かに写真見ても木があって、人で切らないといけない、そのまま人力。今回、森林経営管理制度に基づく事業に県も特に森林整備に支援をしていこうとする、高知県は私ども馬路村もそうですが全体的に急峻で、間伐をするあるいは皆伐をするにしても架線集材でなければいけない。架線集材を人力ですというのが今行われてるんですが、それが、何かドローンを使うとか、そのようなもので線を張ったらいいか、林業にも高性能機械だけではなくて、もっと実際現場で行われておる人が、手足でやっておるのが、そういうスマート林業と言えるかどうかかわからないですけど、そういうものこのような制度を使ってやることによって、若い人たちも森へ行こう、働こうというふうにつながれるように、ただ高性能機械だけではないところもぜひ考えてやっていただけないか、その辺はどうなんですか。

◎櫻井参事兼森づくり推進課長 高性能林業機械の導入については、平成に入ってからずっと推進してきましたので、一定機械の台数もふえてまいりました。そういったところで現場の生産性は上がってきていると思います。今後は、今委員の言われましたICTとかIoTを使ったスマート林業といった取り組みに当然進んでいかなければならないと思っております。

例えば、既にもう取り組みが始まっているものとしてはスマートフォンを利用して作業の安全管理、不測の事態が起こったときに通知が行くような仕組みの開発であるとか、あとは現場の作業状況を会社のほうが把握していくための、そういった報告物をいちいち事務所に戻っていかなくても、そういったもので集約した上で、会社が管理できるようなシステムであるとか、そういったところに活用をしていくためのいろんな研究開発が行われていますので、そういったことを含めて、スマート林業の取り組みを進めていきたいと思っております。

また、レーザー高速データの活用で、森林の情報が格段に精度が上がってきますので、こういった山側の資源の情報がはっきりしていきますと、今度川下のほうからの需要情報と結びつける取り組みが必要だと思いますので、そういったことも、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

◎西内（隆）委員長 質疑を終わります。

<環境対策課>

◎西内（隆）委員長 次に、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野参事兼環境対策課長 令和元年6月高知県一般会計補正予算のうち、6月19日に追加提案をさせていただきました、当課所管分に関します補正予算について御説明をさせていただきます。お手元の委員会補足説明資料の環境対策課の赤いインデックスがつきました3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、新たな管理型最終処分場の整備に向けたこれまでの経過、経緯について御説明いたします。昨年12月、佐川町加茂を施設整備に最も適した箇所として絞り込んで以降、住民の皆様への御理解を第1に考え、昨年12月、本年2月、5月と3巡にわたりまして、住民の皆様に対して、丁寧な御説明を行うための取り組みを重ねてまいりました。こうした一連の取り組みにおきましては、住民の皆様への御理解が最優先であると考え、誠意をもって対話を重ねることができると努めてきたところでございます。

そうした中で、先月28日、県としまして、佐川町加茂を新たな施設の建設予定地として決定をさせていただきました。その理由としまして、第一に管理型産業廃棄物最終処分場は、県内事業者の経済活動を下支えします大変重要な施設であり、仮に現在のエコサイクルセンターの埋め立てが終了する時点までに後継となる施設が完成していなければ、県経済、ひいては県民生活に多大な支障を来すことが懸念されている中で、現段階の予測によりますと、現在のような廃棄物の搬入状況を続けば、3年10カ月後の令和5年3月末にも埋め立てが終了する見通しとなっており、一方で、新たな施設の建設には最低でも4年程度要することから、新たな施設の完成時期は現施設の埋め立てが終了する見通しの時期を既に超えてしまっている状況にあるということです。

理由の第二としまして、5月に行いました話し合いの場では、2月に比べ、施設の安全性などに対する御不安の声は少なくなるとともに、その場でいただきました御心配の声に対しましても、十分にお答えさせていただいたものと考えておりまして、さらに、その後の個別にお話をお伺いする場におきましても、反対の御意向を示された方はごくわずかにとどまったところでしたので、住民の皆様が抱えてこられましたさまざまな御不安や御心配の声に対する県からの説明に対しまして、現時点において一定の御理解が得られつつあるのではないかと受けとめさせていただいているということでございます。

理由の第三としまして、引き続き河川の増水や地下の空洞の有無などに関する御不安の声も多く残っていることは重く受けとめておりまして、これらへの対処策を詳細に検討し、住民の皆様への御不安をしっかりと解消していくためには、ボーリング調査などの詳細な調査や建設予定地の個別の地形の状況に対応した設計など、相応の予算を伴う対応が必要であるということでございます。

県としまして、建設予定地を決定した後、先月31日に知事が佐川町を訪問し、町長、議長に対しまして施設整備の受け入れについて、正式に申し入れを行わせていただきました。こうした建設予定地の決定理由や決定までのプロセスなどにつきましては、資料として整理いたしまして、申し出の翌日には加茂地区6地区の自治会長を通じまして、各戸に配布をしていただきました。

今月7日に開会しました佐川町議会ではさまざまな観点から真摯に御議論をいただき、12日に開かれまして議員全員協議会では賛成多数により新たな施設を受け入れる方針を決

定されたとお伺いしております。また、佐川町におかれましても、新たな施設を受け入れる方針を決定され、16日には加茂地区の住民の皆様はその旨を御説明されました。その際、住民の皆様からは、施設整備に関する疑問や不安の声があり、町長からは、御心配の声はしっかりと受けとめる、地区がよくなったと思ってもらえるよう全力で県に要望したいと理解を求められたとお伺いしております。その上で、今月17日には町長及び議長から地域住民の皆様のお安全確保や生活環境の保全、不安の解消を図ることなどを前提としまして、施設の受け入れを受託する旨の御回答を正式に文書でいただきました。

4 ページをお願いいたします。

佐川町、佐川町議会の皆様には施設の受け入れという大変重い課題に関して、真摯に御検討いただいた上で受託をしていただき、その条件としまして、住民の皆様のお不安の解消という非常に重要な宿題もいただいたと受けとめておりまして、県として誠実に対応していきたいと考えております。そうした御不安に対応するために必要な費用を今回の補正予算案として追加提案をさせていただいております。

次に、今後の取り組みとしまして1 施設整備に向けた取り組みです。まず、佐川町と施設整備に関する確認書を締結した上で、地形の状況を詳細に確認するための測量調査、地下の空洞の有無などを調べる地質調査、洪水の発生を防止するための調整池の整備などを含む施設構造の基本設計に速やかに着手してまいりたいと考えております。あわせて、この詳細の調査などを進めていく過程においても、住民の皆様に一層の御理解をいただくため、節目節目で調査結果などの情報を丁寧に御説明させていただき、御意見をいただく場を設けていきたいと考えております。

また、今後の調査結果などによりまして、施設整備が不可能と判断される致命的な事態が明らかになった場合には、その内容を佐川町や住民の皆様にお知らせした上で、佐川町加茂での施設整備を中止することといたします。

2 周辺対策及び地域振興策の内容及び進め方の（1）では、地域住民の皆様のお不安解消のため、施設周辺部における安全対策、いわゆる周辺対策に取り組んでまいります。具体的には加茂地区を流れます長竹川の改修に向けた測量調査や建設予定地の周辺における上水道の整備の支援につながる井戸の利用実態調査及び水質調査、進入道路のルート案を複数案作成して再検討するための調査などに速やかに着手してまいります。加えまして、国道33号の交通安全対策につきましては、県から国に対しまして、積極的に要望活動を行ってまいります。こうしたさまざまな安全対策を実施したといたしましても、地元の住民の皆様の中には、なぜこの地域に処分場をつくるのかといった御不満や負担感が依然としてお残りになるものと考えております。

そこで、（2）にありますように、そうしたお気持ちを少しでも和らげ、その分については地域がよくなったと、そういうふうにしていただけるような地域の振興につながる

取り組みをしっかりと実現をしままいります。この地域振興策につきましては、地元住民の皆様からの御意見を踏まえ、県と佐川町による協議の場において、具体的な内容を取りまとめた上で、両方で協定を締結し、着実に進めてまいりたいと考えております。

今議会におきまして、この補正予算議案をお認めいただけましたら、これまで申しあげました一連の取り組みに関しまして、佐川町議会や住民の皆様、県議会の御意見を踏まえた上で、県と佐川町とで速やかに確認書を締結したいと考えております。あわせまして、これらの取り組みを円滑に実施するため、佐川町から御要望のありました職員派遣、または職員駐在などの人的支援につきましても、実施をしままいります。

5 ページをお願いします。お願いをしております補正予算案の概要でございます。左半分が施設の整備に向けた取り組みとして行います項目とそのために必要な予算額でございます。

一番下の⑤の施設整備専門委員会（仮称）でございますけれども、こちらのほうは施設の構造、工法、維持管理などに万全を期するために県に対しまして技術的助言を行っていただく委員会を設置するものでございまして、廃棄物処理、地質、防災、環境保全などに関する学識経験者で構成する組織を考えてございます。

右半分が地域住民の皆様のお不安解消のための取り組みとして行う項目とそのために必要な予算額でございます。

①の長竹川の増水対策は土木部の河川課で河川の測量や計画の概略検討に対応していただきます。当課の6月補正予算額は1億6,830万2,000円、調査設計には来年度までの期間を要するものとしまして、債務負担行為6,759万5,000円をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

6 ページ、7 ページには、建設予定地の決定までの経緯をおつけしてございます。

その次の8 ページから11ページまでは、5月31日に県から佐川町及び佐川町議会に対しまして施設整備の受け入れについて御依頼をさせていただきました文書の写しと県から提示させていただきました確認書の素案でございます。

その次の12ページから16ページまでが、佐川町及び佐川町議会から県にいただきました施設整備を受け入れていただけるという受託の文書の写しと現時点で佐川町が考えております確認書の案でございます。

佐川町におきましては、今月の26日まで、この確認書案に盛り込むべき内容につきまして、住民の皆様からの御意見を募集してるというところでございます。期限到来後に改めて整理をされました確認書案が佐川町から示されるものと思いますので、整理をさせていただいた上で、委員会の皆様にも御相談させていただき、速やかに確認書を締結したいと考えております。

以上で環境対策課の説明を終わります。

◎西内（隆）委員長 質疑を行います。

◎上治委員 今後の取り組みの中で、調査の結果により施設整備が不可能と判断される致命的な事態が明らかになった場合という御説明なんです、その場合に今回の予算の中で、測量調査、地質調査及び地下水のこの2つ、後、3、4、5は別として、この1、2を行って、その結果によって判断をされるかなということが想定されるんですが、この1、2が債務負担行為もしているんですが、大体めどとして、何年ぐらいで、決定というか、そういうふうな状況のところを見込んでおるのかをお願いします。

◎萩野参事兼環境対策課長 資料5ページの下に、概略でございますけれども、スケジュールをお示しさせていただいております、予算をお認めいただければ、速やかに測量、地質調査にかかってまいりまして、それが大体令和2年度の1四半期から2四半期にかけて続いていくと思います。ですから、この間に、例えば地下に大変大きな空洞が見つかって工事がとてもできないという状況が仮に出てくれば、そういった判断もせざるを得ない場合も出てくるかなと考えています。

◎上治委員 令和元年度から令和2年度のところへちょっとかかって印をしてますよね。令和2年度の早い段階で、大体方向性が見えてくるという判断で構いませんか。

◎萩野参事兼環境対策課長 そのようなことで構わないと思います。

◎吉良委員 理由の1になっている満杯となる時期のことなんです、現時点では3年10カ月後ということですが、石膏ボードのことだとかいろいろあって、それから今後、さまざまな努力をするということで、この埋め立ての延命がどこまで可能なのか。

◎萩野参事兼環境対策課長 現在、既に一部廃石膏ボードが県外に搬出されている実態があるということで、当初の平成34年9月からですから半年ほどは伸びてきているという実績がございますが、さらにその上で、石膏ボードの県外リサイクルを現在検討中の事業者もいらっしゃいます。そうした方が、仮に実現できるとすれば、若干3月ぐらいは伸びていくのかなというふうに思っております。そのほかの、廃石膏ボード以外に、エコサイクルセンターに持ち込まれる廃棄物で言いますと、鋳滓という鉄とか、鋳物の事業されておりますところからの廃棄物でございますとか、あるいは焼却灰、燃え殻が多くございまして、そういうものにつきましても現在、成分分析などをさせていただいた上で、分析結果を用いさせていただいて、リサイクルができないかどうかということの御相談をこれからさせていただきたいと考えてございまして、そういうものが仮に可能であるということになれば、またそれから先、さらに6カ月とか8カ月とかは、伸びていくのではないかなというふうなことを、まだあらあらでございますけど想定はしてございます。

◎吉良委員 説明をずっとこのようにやってきたというふうにあるんですけれども、資料を見ると説明の回数よりも、私どもがあれっと思ったのは、1回目が10時、2回目が14時、あとは、10時から午後4時までとかというふうに、働いている方から言うと説明を全員が

聞くことができないような時間設定なんですよね。県のほうが十分に説明してきたと、3巡もやってきたというけれども、これが偏っていて、きちんと説明が行き届いてないんじゃないかと思うんですけども、それについてはどのような御見解をお持ちですか。

◎萩野参事兼環境対策課長 説明会の日程を設定する際には、地元の自治会長、町とも御相談をさせていただいて決定をさせていただいております。御指摘もごございますように、平日はなかなかお勤めの方も大勢いらっしゃるところでございますので、昼間はなかなか難しいと思いますので、平日であれば夜間ですとか18時とかからの開催、土曜日とか日曜日とか、お休みの日であれば朝の9時、10時ということで、いろんなバリエーションをもって設定させていただいておりますので、平日の日だけを選んで説明会など開催したということはないと思っております。

◎吉良委員 その結果が6月2日から当該地区で行ったアンケートに対する回答が、8割近くの方が納得していないということなので。私どもは県の努力はすごく認めるものです。随分と丁寧にやってきたし、最後の時期的なことがすごく住民に負担をかけているのではないかなという思いがあるんです。12月に決めたと、住民があっと思って1月ぐらいからそうらしいということになって、あれよあれよという間に6月には町も議会も決めると。もちろん、理解をしたいと思っているけれども、余りにも、特に5月30日に申し入れて、議会も町も正式に申し入れを受けて、わずか2週間でしょう。幾ら何でも、住民にとって十分に審議を尽くされた。それは、前回の委員会でもちょっと私も申させてもらいましたけれども、個人個人、恐らく県から聞くのはそれですけども、疑問を持ったことをもってみんなで住民同志、あるいは専門家も含めて聞きながら理解していく、時期的な、組織も含めて、余りにもこれは住民自治の観点から、あるいは今後、県のさまざまな施策、町の対策を住民みずから決定していくという意味においても、余りにも拙速なことではないかと。先ほどお聞きしたら、延命策で半年ぐらいは努力できるのではないかと。せめて、正式に申し入れをした5月から半年もしくは1年、もう1回町としても十分論議ができるような、住民とともに考えるような期間を設定したほうが。知事も自治体が意思決定するに当たって第三者的なスキームを持つ検討委員会も設けるか否かにつきましては、当該自治体が判断されることと思えますと、ただ、御指摘のとおり、住民の皆様と専門家の御意見を取り入れていきながら、施設整備を進めていく視点は極めて大事なことだと考えておりますと、一番大事なところも押さえていらっしゃるわけです。やはり、県と住民一体、町に対しても、もう少し、2週間で住民の合意を得たというような取り組みでは、私はいけないと思うんですけども、県としてどうですか。、

◎萩野参事兼環境対策課長 私どもとしましては昨年12月に佐川町加茂が施設整備に最適であるということで判断させていただきましてから、12月それから2月、5月と説明の場を3巡という形で設けさせていただいて、その中で私どもとしては説明を尽くさせていた

だいたと考えております。その中で、これまで説明させていただきましたように、例えば、最初のころは、水の御心配の声、水が汚染されるのではないかとという声が非常に多かったところがございますけれども、それが12月から2月、5月と説明を重ねていく中で、そうした御心配についてはほとんど聞かれなくなったということがございます。実際に、地下の空洞の御心配につきましては、これは何度このような説明を重ねさせていただいても解決する問題ではございませんので、この問題は、さらに次のステップへ進んでいって空洞の有無を確認した上で、あればどうなのか、なければ進めていけるのかということも判断ができることではないかなと思っております。また、確かに反対の意見をお持ちの方がいらっしゃるということは、私どもとしても重く受けとめておるところでございますけれども、一方で、なかなか説明会の場など、皆さん大勢いらっしゃる中では、私は賛成してます、しますよというふうなことの意見は言いにくい状況であるというところがございますけれども、説明会が終わってから、私どものところに個別にやってきてお話をいただく方とか、あるいは、個別の話し合いの場でお話をいただく方の中では、私たちは賛成をしますよというふうなことで御意見をいただく方もいらっしゃいます。確かにそうした限られた地域のコミュニティーの中では、一方で反対というような御意見を述べられている方のいる前では、面と向かって賛成ということは言えないかもしれませんが、そのような方もいらっしゃるということも私どもとしては把握しているところでございます。

いずれにしましても、まだ御不安をお持ちの方がいらっしゃるというのは事実でございますので、これから、水に対する御不安の解消とか、交通安全対策などを進めていく中で、また調査結果につきましても、節目節目で御説明させていただきまして、専門家の御意見もいただきながら、よりよい施設整備を進めていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

◎吉良委員 アンケートの8割近くは大きいですよ。民意を大事にしないとイケないですよ。県のあり方について、ずっと評価をしておるものですがけれども、最後のここで住民の意思を踏み潰すような形での決定の仕方は非常に不本意なんです。もう少し、決定じゃなくて最終候補地として決定したということであってしかるべきじゃなかったかと。それから、環境アセスも、前回の日高村がそうだったからということで、基本設計が決まってからということですが、本来、自然環境だけじゃなくて、社会環境についても同時並行的に調査をしていくと。そのあたりはもうわかっているわけですから。最終候補地としての調査費も。住民の皆さんの意思を大事にした取り組みになっていくと思うんですよ。今回の15号議案には環境アセスメントの予算も入っていないということですので、これは見直しをしていただいて、自然環境、社会環境を含めて同時にアセスをかけていくと、予算化もしていくということであってしかるべきだと私は思うんですが、環境アセスについては、どうなんですか。

◎萩野参事兼環境対策課長 環境アセスにつきましては、答弁もさせていただきましたように、一定基本設計で、施設の具体的な設計内容等が固まってきつつ……。

◎吉良委員 それは聞いているので、それ以上のことはない。

◎萩野参事兼環境対策課長 ただし例えば、社会状況につきまして、既存の状況はどうかというのは、既存の文献等調べることによって一定把握はできると思いますし、そうしたもののなかで、どのような施設ができ上がるのかによって、そうした状況にどういう負荷がかかっていくのか、どう影響を評価するのかというところで、その影響について最小限にするために、どのような対応策ができるのかというようなところを、総合的に検討するのが環境影響評価だというふうに私ども理解しておりますので、今回は追加補正予算では、環境アセスにつきましては、必要がまだないという判断のもと、出しはしておりません。

◎橋本委員 5月31日に県が正式に依頼をして、それから6月17日に町と議会が受諾をしたということで、吉良委員からも余りにも短いのではないかと指摘は確かにあるんだろうと思います。その中で、例えば、アンケートの結果、8割が納得していないという数字が出てきたんですけども、非常に多い状況だと思います。ただ、町と議会が受諾をしてから、多少時間が過ぎています。何が納得できていないのか、何に納得していないのか。その辺の分析ができていたら教えていただければありがたいと思って。例えば県に納得できないのか、町と議会が受諾したことに納得できないのかとかというようなきび分けをしたほうがわかりやすいのかもわかりません。手続論なのかもわかりませんが。

◎萩野参事兼環境対策課長 長竹の自治会長が、この6月に入りましてから地元の住民の方の御意見をお聞きをして、それをまとめていただいたというところでございまして、これにつきましては、昨年12月の県が佐川町に絞ったときにも同様のことをやっていたいただきましたし、そのあと1回目の説明会終わって1月にもそのようなことで、本当に自治会長にはお世話になったと思っております。その中で、直近の6月のところで言いますと、やはり、候補地の選定過程、経過について、なかなか理解ができないということの御意見とか、あるいはやはり下に空洞があるのではないかとというふうな御心配とか、そうしたところが多かったということでございます。あと河川改修の取り組みとか、説明会の開催の仕方についての御意見もございましたけれども、我々はそういった点につきましては、これまでの説明会の場でもお答えはさせていただいてきているところでございます。ただし、地下の空洞については、これはなかなか調べてみないとわからないというところがございますので、そこについて現在、御回答は難しいと思っております。

◎橋本委員 そういうことは、吉良委員の質問の中でもよく理解はできていますが、ただ、県として、一番最適な場所なのでオファーしたということだと思っんです。そのオファーをした地域の町と議会が、要はいいよということだというふうに思っています。そのいい

よという流れのプロセスはどのようなプロセスだったのか私はよくわかりませんが、多分正式に町と議会がいいよ、どうぞという話にはなってるんだろうというふうに思います。ただ、県として今からしなければならぬことを、町と議会としっかりすり合わせをしながらやっていかなければならぬだろう。そうしなければ、理解は得られるような取り組みにはならないと思いますので、ぜひとも、県としてもそういうことをしっかり意識をしながら、やはり、ある程度、しっかり割り切るといふか、分離することも必要などころも出てくるだろうと思います。だからそういうことも含めて、対応していただければありがたいと思います。以上、要請で。

◎岡田委員 一つ確認しておきたいのは、現施設が満杯になる時期と、新しい施設を建てなければならない建設の間の期間との関係で、早く予定地を決めて着工にかからなければならないということだったと思いますけれども、こういう問題はいろいろ前提を置いた上の話だということだと思いますけれども、お話があったように廃石膏ボードのリサイクルの問題でありますとか、あるいは県外への搬出もされているということですので、いろんなやり方によって、一定の時間的猶予も出てくる可能性はあるという、吉良委員への答弁をそのように私も受けとめさせていただいたんですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

◎川村林業振興・環境部長 今、時間的猶予が延命策によってあるのかという御指摘でしたけれども、実際その延命策をしなければ間に合わないという状態で今おります。今、最短での工期というものを見積もって4年としてございますけれども、今後、調査の結果によって、どのような対策工事が必要になるのか。また住民の皆さんからの御意見を取り入れた結果、安全なものをつくるためにどういう設計にしていくか、こういったところがまだまだ不確定なところがございます。そういったところも含めて、工期が最短で4年、それでもなおまだ、3カ月4カ月オーバーしていると。延命策というのも今参事のほうから申しあげましたとおり、延命をしたとしても最長で1年あるかないか、そういう状況でございますので、我々としてはもう待たないというのが現況だと考えております。

◎岡田委員 それは県の立場だと思いますけれども、公共事業を進める上においては、関係自治体や住民の皆さんの御理解を得てというのは当たり前のことだと思います。公共事業のあり方として。そういった点でやっぱり住民の皆さんからの不安といふか疑問がまだ残っていると私は思うんですよ。知事の議案説明の中でも、現時点において、住民の皆様が抱いてこられたさまざまな御不安や御心配の声に対する県の説明に対して一定の御理解が得られつつあるのではないかと受けとめさせていただいておりますと、いうことで非常に、ちょっと弱いのではないかなと。一定の御理解が得られつつあるのではないかと受けとめさせていただいておりますので、一定の理解といふのはどういうことなのかということもお聞きをしたいんですけれども、知事の追加の説明の中でも、やっぱり一定の御

理解をいただいているという話なんですよ。そして、新聞報道にもありますけれども、地元では全有権者の7割、アンケートいただいた方の8割が反対の意思を示されたということです。それで一定の御理解というふうに言えるのかというふうにも思うわけですが、この一定の御理解ということはどういうふうに県として受けとめておられるんですか。

◎川村林業振興・環境部長 知事の答弁の中でも申し上げていることとございますけれども、やはり施設の安全性、先ほど、参事のほうからも申し上げましたが、水が漏れて危ないんじゃないか、汚染されるのではないか、そういった御不安、あるいは漏れた水がどのようなものなのか、後、廃棄物がどのようなものが持ち込まれて、危ないものが持ち込まれるのではないかと、こういった御不安の声があったんですが、基本的に水については、施設として水を外に出さない構造で循環利用して全く外には出しませんと。遮水構造もこのようなものにしますということを御説明した結果、そういう御不安の声というのは減ってきております。

また、埋立物の問題は、今、エコサイクルセンターで受け入れているものはほとんど乾燥していて、腐敗物が入っていない。異臭もないというようなことを御説明して、そういったことについては御理解をいただいて、そのような御不安の声は減ってきている。処分場そのものの御不安については、ほぼなくなりつつあるのではないかとというのが受けとめです。ただ心情的に、なぜ、この地区につくるのか。そういった御不安というか御不満の声、そういったところはなかなか気持ちの部分でございますので、どうしてもいかんともしがたい部分はあろうかと思えます。そういった意味で、地域としてもそういうお気持ちに応えるという観点で、地域振興策というのはしっかりやっていく。

また今御不安、御心配の声として残っている地下の空洞の観点については、きちんとボーリング調査をやった上で、住民の皆様に御説明を申し上げて、どのような対策工事やっっていく、あるいはどのような安全施設をつくっていきます、安全対策やっしていきますということを御説明して、その場で当然また御意見もいただいて反映できるものは反映していくということをこれからも継続してまいります。そういう中で御不安の声というのを解消していくというのが県の姿勢ということで御理解いただければと思っております。

◎岡田委員 県としても説明されていることだと思えますけれども、その上でなお疑問、不安が残っているということだと思し、そこで急いでやっっていくということではなくて、一定の猶予があれば、なお丁寧な説明をしながら、住民の皆さんの御理解の上に進めていくということが大切だと思います。先ほど水は外へ出さないから安全だというお話がありましたけれども、報道によりまして6月に行った長竹地区のアンケートでは50年ほどしか耐用年数のない遮水シートでいいのかという声などが並んだというふうにも報じられております。水の問題でも理解が深まっているのかなということを思いますし、疑問は残っているんだと思うわけです。一方で声が届かないから県の説明会に行く気が萎えると、だか

ら会に参加された人だけの意見だけではなくて、自分たちの声も受けとめてほしいという思いを持っている方もおいでということなので、なお丁寧な説明、努力が必要だと思います。

やはり拙速にはいけないし、本当に理解を得て、必要な施設ですので進めていかなければならないと思っています。選定過程についても疑問があったということなんですけれども、3施設に予定地が絞られた中で、経路への津波浸水の問題もあり、佐川に予定地が決定されたという経過だと私は理解しているんですけれども、そうした中で、例えば岩手県では土質の専門家であるとか、地盤の考古学の専門家の方々が現地にも実際出向いて、ごらんになって適地だという判断をされているわけなんですけれども、県としては、専門家は現地に行っていないと伺ったんですけれども、こういう姿にも科学性、客観性は大丈夫かという疑問もありはしないかと思えますけれども、県としてそのような専門家の知見をどう生かしていくのかお聞きしたいんですけれども。

◎萩野参事兼環境対策課長 遮水シートの問題、50年程度しかもたないのではないかということ、この件につきましては説明会の場でも何度も御質問いただいて、私どもとしてもお答えさせていただいたところがございます。遮水シートを使った実在の最終処分場というのは、できてから50年程度の歴史しかないところがございますので、実際どれだけのものかということになりますと、なかなか実際の確認ができないというのが実情だと思います。確におっしゃるように、コンクリート構造物にしましても、できているものについては、いずれ老朽化していくというのは、自明のことでございますから、それだから安全ではないということではなくて、最終処分場でエコサイクルセンターで埋め立てする廃棄物から出てくる水というのは、そのままの状態であっても、環境中に流しても大丈夫な水質ですということを、これまでも説明会の場では御説明させていただいておりますし、そうしたことで一定、御不安についての解消はできているものと私どもとして受け取っておりますけれども、なお、まだ、そのような声があるということは私どもとしてはまだまだこれからも説明を重ねていく必要があるのかなと思っておりますので、建設予定地を受け入れていただいたからといって説明はこれで終わりではなくて、これからも引き続き、説明を重ね、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

◎加藤委員 リサイクルの取り組みの推進で延命化を図ってやっておられるということについて伺いたいんですけれども、県外というのは、具体的に、今どこに搬出されているんでしょうか。

◎萩野参事兼環境対策課長 北九州のセメント工場が、そうした受け入れをしていただけているという情報がございまして、そちらに一部、搬入が進んでいるという状況でございます。

◎加藤委員 どうしても埋め立ての容量と建設の期間とで差が出てくるので、しっかり対応していかなければならないと思うんですけれども、利用者の負担にできるだけならない

ように考えてやっていただきたいと思うんです。今後、御答弁いただいた廃石膏ボード以外にも、ほかのものに関してもさまざま対応を考えられると思いますけれども、その辺りの利用者の負担軽減とか、利便性についてはどのように検討されていますか。

◎萩野参事兼環境対策課長 リサイクルという理念だけではなかなか現実的に難しい部分もあるかと思いますが、現在の北九州へ運ぶルートでいきますと、先方での処分費用とそこまでの運搬費用等を総合しましても、現在のエコサイクルセンターのほうに持ち込まれている事業者が負担をさせていただいている金額と同等程度でいけるということでございますので、そういったことでいきますと、そちらのほうを利用するという事業者の動きが多くなってきているというのは現実問題でございます。そのほかにも、中国地方でも、そうしたセメント会社での利用という情報も入ってきてございますので、私どもとしましては、そういったリサイクル情報があれば、事業者にもお伝えさせていただいて、リサイクルの促進につなげていきたいと考えております。

◎加藤委員 いろいろとこれからも検討を重ねていただけると思うんですけれども、現在の施設は管理委託してやっていただいていますけれども、県と委託の事業者としっかりその対応策を連携していくということが大事だと思うんです。管理者からしたら、延命措置というのは今までの業務にプラスアルファになってくるわけですので、連携はどのようにとっていかれますか。

◎萩野参事兼環境対策課長 現在のエコサイクルセンターにつきましては、公益財団法人エコサイクル高知が施設整備、管理をしているところでございまして、実際の廃棄物処理につきましては、エコサイクル高知の職員の方にやっていただいているというところでございます。ただ、委員おっしゃいますように、リサイクルということになりますと、それにプラスされた部分がございますので、そこにつきましては、我々県の職員も一緒になって情報収集など、業者との対応をしながらリサイクルが進みやすいようなこととなりますように、私どもとしても支援をしていきたいということで現在対応しているところでございます。

◎加藤委員 できるだけ間に合うように完成を目指していただきたいと思いますが、延命措置もあわせてやっていただきたいと思いますが。いろいろと御意見はあろうかと思いますが、1年半の間、本当に丁寧に、3巡、説明を重ねてこられたと御説明をいただきました。あわせて佐川町、佐川町議会の皆さんも受け入れに受諾をいただいて、県全体のことを考えての判断ということで敬意も申し上げたいと思います。御不満もまだ残っているということなので、寄り添って御説明もしていただきたいと思いますが、今、申し上げましたように、期限が刻一刻と迫っている中ですので、しっかり丁寧な進め方に加えて、早急に事業を進めていただきたいなというふうに要請をしておきたいと思います。

◎岡田委員 今後のスケジュールの関係で、吉良委員からも質問ありましたが、環

境アセスの問題です。このポンチ絵で見ると、事業と並行してあるような受けとめをしたんですけど、実際予算はついていなくて、事業の一定枠が決まらなないと調査に入れないんだという説明だったと思いますけれども、ほかの事業でもそのようなことでやられているのでしょうか。考え方はわかっているわけですので、当然環境アセスにしても同時進行で、どういふものをアセスするのかということを進めていってしかるべきではないかと思えますけれども、その点どうでしょうか。

◎萩野参事兼環境対策課長 環境アセスにつきましても、現状の把握というところから始まりますので、そういった現状の把握について例えば文献等で調査できるところは今からでも並行してすることができるのではないかと思いますけれども、例えば動植物の調査をやるのであれば、現地へ行って観察してみないとわからないというところがございますので、そうしたところは予算が必要になってまいります。ですから、実際その上で評価をしていくということになりますと、実際の設計によってある程度の内容が決まってからでないと、その施設があることによって周辺環境に及ぼす影響はどのようなものになるのかということについての評価がなかなか難しいのかなと思っております。

◎岡田委員 いま一つ、私は十分理解をできませんけれども、調べることがたくさんあると思うし時間がないと言うのであれば、なおさら同時に進めていかれるのが普通ではないかなと思ったもので質問させていただいたんです。

◎吉良委員 いろいろ御意見がありましたのであえてもう1回言わせていただきますけれども、住民のアンケートの中でこういうことがあるんです。平成もあと少しとなって降って湧いた産廃問題だと。地元住民の意見を聞く前に佐川町長が承諾という記事が報道されたり、大事な説明会に町長が不在だったり、住民置き去りにした姿勢に不信感を抱きました。我々地域住民は佐川町から見放されたという思いがしました。それから、今回も住民抜きで議会採決し、責任逃れをしているとしか思えない。地域住民無視の姿勢、改善してきちんと懇談会を開いてほしい、そして時間をかけて対応を考えてもらいたい。非常に大事な御意見だと思いますよ。ですから、県の考え方としての対応に、県としてお答えすべき立場にありませんのでお答えは控えさせていただきますというふうにしかなってないんですね。これは、県としては、この声に応えるような取り組みを行うべきだと。そして、住民の皆さんが納得し、事業が今後円滑に進むことを私は望んで、そのような対応をするように要請しておきたいと思えます。

◎野町委員 加藤委員も言われましたように、佐川町長、佐川町議会、また住民の皆さん方含めて、大変な御決断をいただき、また御議論いただいているということに敬意を表したいと思いますし、これからさらに丁寧な説明をしていただきながら進めていただきたいと思います。さまざまな議論がありましたけれども、ここの理由1のところにも書かれていますように、エコサイクルセンターあるいはその最終処分場というのがなければ、県民

の生活に大きな支障を来すというおそれがあるんだということで、現在も間に合わない状況になっている、延命措置もこれからしっかり努力をするということですが、防災上よく使われる言葉でありますように、想定外を想定するということでは、これはもう考えたくもないところでもありますけれども、既存のものが満杯になって、かつ新施設が間に合わないとなった場合、想定外という部分を想定されて県外搬出などを含めて一定県としても考えておく必要があるんだろうと思うんですけれども、そのあたり、どのような、想定をされておるのか。

◎萩野参事兼環境対策課長 確かに私どもとしては、リサイクルを進めていくということによって、現在の施設の延命を図っていくということをまず第一に考えないといけないと思いますし、それから、施設完成まで工期は頑張っても4年はかかるんだろうというところもございしますが、その中で少しでも圧縮できる部分は圧縮していただく、発注とかについても、なるだけ短縮できるような方法がないのかどうなのかということも考えていく必要はあるかと思えます。ただ、そうした上でもどうしてもなかなか追いつかないということになりますと、委員もおっしゃったようなことも、一つ検討の中には入ってくるのかなと思うんですが、ただそうなりますと、どうしても排出事業者の方ひいては県民の皆様への御迷惑をおかけすることになってしまいますものですから、そこはなるべく避けて頑張っていきたいということはございます。

◎野町委員 いずれにしましても、県全体の経済活動が停滞するというような可能性もあるという大きな問題です。そこら辺含めて佐川町の皆様方にはしっかりと御説明をいただいて御理解いただいた中で前向きに進めていただきたいと思います。

◎上治委員 これから佐川町とともにやっていくわけなんです、佐川町への職員派遣あるいは職員駐在の人的支援を行っていこうということで、内容が対住民であつたりとかさまざまな面で大変な仕事になるんですが、期間とかあるいはどのような方を派遣しようと考えているんですか。

◎川村林業振興・環境部長 具体的に、どのようなポスト、どのような業務というところまでは佐川町から御要望いただいておりますので、今後協議をしながら、具体的にどのような業務につかせる人材、グレードはどれぐらいのポストなのかということも協議しながら対応してまいりたいと考えております。

◎上治委員 期間が4年とかという長いスパンになるんですけれど、県の人事交流とかさまざまな考えた場合、2年というスパンでいくとちょうど事業が中途半端になってということがないよう、ひとつ配慮してあげられるようお願いしたいと思います。

◎横山副委員長 我々が生活する上でどうしても必要となってくる最終処分場において、このたび佐川町と佐川町議会が大変重い御決定、御決断いただいたことに敬意を表しますとともに、これまで県の皆様が大変汗をかかれてきたということ、何としてもこの

たびスムーズに前に行くように私も期待をしておるところでございますけれども、その中において、やはり反対の意見だったり、心配する声というのもございますので、そこには丁寧にもたまたま真摯に耳を傾けていただきたいと要請をしておきます。

それと同時にこの地域がよくなったというふうに、やはり恩返しをしていくという意味でも地域振興策ということがこれから非常に大変注目をされていくんだらうと思っておりますけれども、スケジュール感と、今どのような声が上がってきているの、つかんでいるところがありましたらお聞かせください。

◎萩野参事兼環境対策課長 地域振興策につきましては、この地域が施設整備を受け入れていただくに当たりましては、やはりその地域がためになるものをさせていただく必要があるということで認識をしております。具体的には、今後、佐川町での住民の皆様からの確認書への御意見の締め切りが26日でございます。その締め切りを終えて、住民の皆様から出てきました御意見も踏まえた佐川町案の確認書を提示いただけると思っておりますので、それをすり合わせさせていただいて、確認書を締結させていただくということでございまして、確認書締結後、まずは地元の加茂地区の皆様からの御要望のあるような地域振興策に対する御意見を町で一定取りまとめた上で、県と町でそれについて具体化を図っていけるような話し合いの場をつくって進めていきたいと考えております。

◎横山副委員長 ぜひ、その分地域はよくなったと思える地域振興策になるように頑張っていたいただきたいということです。

最後に一点、地元の皆様の声の中に仁淀川流域にばかりできるというような意見があったということに関しても、やはりいろんな条件を含めて、また科学的な見地からそういうふうを選定をしたとはいえ、やはり地元の仁淀川流域にまた2つ目ができるということに関しても、その部分をしっかり重く受けとめていただいて、ここにありますように国道33号線の改良とか、さまざま仁淀川流域全体もよくなってきたなと思えるようなそのようなことも、ぜひ県として取り組んでいただきたい。それは土木部とも連携してやっていただきたいし、さまざまな産業振興、観光振興策というものもしっかりやっていただきたいと、要請をさせていただきますが、部長一言あれば。

◎川村林業振興・環境部長 今副委員長御指摘のとおり、県を挙げてこの地域振興策については対応してまいりたいと、また今既に土木部のほうで河川のほうの対策も進めるということで、補正予算も計上しておりますが、国道33号の件についても、土木部と一緒に国に要望させていただいておりますので、引き続き全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

◎西内（隆）委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

ここで、昼食のため休憩とします。再開は午後1時20分とします。

(昼食のため休憩 12時17分～13時17分)

◎西内(隆)委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御報告いたします。吉良委員及び橋本委員から所用のため午後は欠席したい旨の連絡があっております。

＜水産振興部＞

◎西内(隆)委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田中水産振興部長 水産振興部が提出しております議案につきまして、総括して説明を申し上げます。

当部からは、繰越明許、債務負担行為の追加について予算の補正をお願いしております。

お手元の資料①議案書(補正予算)の4ページ、繰越明許費をお願いいたします。

広域水産物供給基盤整備事業費でございますが、これは宿毛市の田ノ浦漁港の製氷貯氷施設整備に係る詳細設計に日時を要しましたため、来年度への繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。

一つ目のリマ区域周辺漁業用施設設置事業費補助金でございますが、これは土佐清水市が本年度から2カ年で整備する残渣加工施設に対する補助金について、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

その下の広域水産物供給基盤整備事業費、田ノ浦漁港につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、田ノ浦漁港の製氷貯氷施設の整備について、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく申し上げます。

◎西内(隆)委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

＜漁業振興課＞

◎西内(隆)委員長 初めに、漁業振興課の説明を求めます。

◎岩崎漁業振興課長 当課の令和元年度6月補正予算について御説明をいたします。

議案説明書②(補正予算)19ページ、債務負担行為調書の追加分をお願いいたします。

土佐清水市におきましては、地域の基幹産業である宗田節加工業を核といたしまして、漁業者から飲食や観光産業を含めた川上から川下に至るそれぞれの業種が有機的に連携することで、地域全体の拡大再生産を目指します、土佐清水メジカ産業クラスタープロジェ

クトに取り組んでいます。このプロジェクトでは課題となっております原魚の安定確保や加工場の人手不足、加工残渣の処理に対応するため、冷凍保管施設、残渣加工施設、共同加工施設の一体的な整備に取り組むこととしております。

このうち宗田節の加工の際に発生するメジカの加工残渣の処理につきましては、平成8年度に整備した施設が老朽化していることから、土佐清水市が事業主体となって、国のリマ事業を活用しまして、新たに施設を整備することとしております。

本事業は当初予算の段階では、国との協議におきまして、総事業費の2割相当分を1年目に、残りの8割相当分を2年目に実施する予定であったことから、1年目分のみの予算を計上し、議決をいただいております。その後、本年4月に国から2カ年分をまとめた金額で内示があり、来年度まで事業を継続して実施することが可能となったことから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

◎西内（隆）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎西内（隆）委員長 質疑を終わります。

<漁港漁場課>

◎西内（隆）委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎樋口漁港漁場課長 それでは、6月補正予算について御説明させていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の20ページをお願いします。

まず、繰越明許費について御説明いたします。11水産振興費、7目漁港建設費の広域水産物供給基盤整備事業費でございます。県内で唯一の流通輸出拠点漁港として位置づけられております宿毛市の田ノ浦漁港におきまして、輸出拡大に向けた高度衛生管理体制を構築するための製氷貯氷施設の整備を、国の緊急対策予算を活用しまして、令和2年度の完成に向け、総事業費10億2,900万円にて進めているところでございます。国の緊急対策予算を最大限活用するため、予算の前倒しを行い事業の進捗を図っているところですが、施設の詳細設計におきまして、津波による浸水対策の検討に日時を要しましたことなどから、工事の着手がおくれております。また、現在、建物の鋼材などの接合に使用します高力ボルトの不足が深刻化しているなど、建築主体工事に使用する材料等の入手に日数を要することが予測されておりますことから、令和元年度当初予算6億6,150万円の繰り越しを行うものでございます。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。同じ資料の21ページをお願いします。

先ほど繰越明許費で説明いたしました、広域水産物供給基盤整備事業費の田ノ浦漁港ですが、製氷貯氷施設の整備につきまして、平成30年度補正予算から令和2年度当初予算までの3カ年にわたる予算措置が必要となりますことから、平成31年2月議会におきまして、

債務負担行為の決議をいただいております。しかし、その後、先ほど説明しましたとおり、施設的设计業務がおくれまして、昨年度中に工事の契約が締結できず、その効力を失いました。債務負担行為の執行力は設定年度に限られておりますことから、改めて債務負担行為の設定が必要となったものでございます。

このため、令和元年度当初予算から、令和2年度当初予算までの2カ年間にわたる予算措置としまして、改めて新たな令和2年度の支出予定額5,250万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、全体事業費10億2,900万円につきましては変動はございません。漁港漁場課の説明は以上でございます。

◎西内（隆）委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 津波の浸水対策ということですが、現在どんな課題に対してどんな議論が行われてますでしょうか。

◎樋口漁港漁場課長 建築の概略設計において、津波の浸水対策を考慮しました施設の構造検討をしておりまして、船積み搬出用のベルトコンベヤー、これらの既存の岸壁の影響がございますことから、それらの設計を見直したことによりまして日数を要しております。

◎加藤委員 ベルトコンベヤーの設計を変えるだけで津波浸水対応ができるということなんでしょうか。

◎樋口漁港漁場課長 田ノ浦地区で広域地盤沈下が77センチありますので、それらを考慮した予測の浸水深がT.Pプラスの5.2メートルということになります。その高さを確保するための対策を行っております。そして、2階のフロアが浸水しない高さに持っていきます。

◎加藤委員 前段の説明ではベルトコンベヤーの岸壁から高さを上げるためという御説明でした。今の説明だと、プラスして今度フロアの説明が入ってきました。もう少し全体をわかりやすく御説明いただくように。

◎樋口漁港漁場課長 2階のフロアを津波によってつかないように上げたことによりまして、ベルトコンベヤーが当初の高さで設計したものが77センチ沈下をいたしますので、77センチ上げた高さで再度強度の構造計算をし直したというものでございます。

◎加藤委員 そもそも氷を、本来だったら1階から出すのを2階からに変えてということですか。そうじゃなくて、2階のフロアとコンベヤーの関係っていうところもちょっとわかりやすく御説明いただくとありがたいんですが。

◎樋口漁港漁場課長 この施設が4階建てになります。そして1階には積み込み用のトラックが入る部分と、2階からはベルトコンベヤーで船へ積むというような形になってまいります。それで、岸壁が77センチ下がるということは77センチ2階の床面も下がってくる

ということで、下がってしまうとつかってしまって、機能が落ちるということになりますので、それを、77センチ上げることによりまして、2階からの浸水を防ぎ、積み出しができる。それで2階の積み出しのベルトコンベヤーの位置が77センチ変わってきますので、それに対して、設計がもつかもたないかということで検討をし直しております。基本的な形としては、4階建てというものは変わっておりませんし、積み出しの形も1階ではトラックに積み出す、2階からはベルトコンベヤーが伸びまして、岸壁に止まっている船に積み込みをするというものでございます。

◎加藤委員 対策も非常に柔軟で進めていただきたいと思うんですけど、地盤沈降の想定というのは新たに出てきたものではないような気がするんですけども、そこが原因でおくれたというのはどういう経緯があったんでしょうか。当初から想定があって設計段階で新たな情報として入ってきたことじゃないようにも思うんですが、おくれた原因というのはどういうところにあったんでしょうか。

◎樋口漁港漁場課長 周りのバース等々の沈下量というものは事前に把握しておりました。ただ、建物自体のこの位置の沈下がどれくらいになるということの把握をもう一度検討し直しまして、それに少し時間がかかったというものでございます。建物の位置です。

◎加藤委員 それはどこが検討し直したんですか。

◎樋口漁港漁場課長 広域地盤沈降というものは宿毛市全体の形でわかっております。ただ地域地域によりまして、浸水深というものが出入りをしておりますので、田ノ浦地区の中でも部分的に浸水深が入っていく、もしくは手前でとまる、いろいろな形がありますので、それらの見直しをかけたものでございます。

◎加藤委員 50メートルメッシュとか10メートルメッシュという話だと思うんですけども、設計段階において新たにその想定が行政の想定で変わったというふうには認識はしてないんですけども、なぜ設計段階になって当初の高さとその77センチ地盤が下がるという、新たな想定結果になったのかというところを答弁いただきたいんですけども。

◎樋口漁港漁場課長 想定地盤沈降の77センチというものは、地域全体の話でございます。ここが77センチ沈降するというわけではございません。それで、77センチ沈降したことによりまして、津波が入ってきます。そのときに入ってきた津波の高さが、部分的に高いところ低いところが出てくるというようなことで、もう一度この位置で本当に大丈夫なのかということで想定をし直させてもらいましたということでございます。

◎加藤委員 要するに、行政が出した想定とは違うところで判断をしていると思うんです。浸水深の話でいうと、全体の地域とここの地域というのは50メートルメッシュとか10メートルメッシュとか、そのようなメッシュの荒らさで新たに出てきた浸水深の話をおっしゃっていると思うんですよ。そこじゃなくて、地盤沈降が77センチ、当初想定していたものよりも設計段階において、さらに下がるという想定が出たのでやりかえになって日数がお

くれたという御説明だと思いますので、想定というのはどうして当初と違うものになったんでしょうかということなんですけれど。

◎樋口漁港漁場課長 77センチというのは全体でして、この建物のピンポイントでもう一度考えてみたところ、建物の高さも、床のフロア、その下を津波は通っていくという形で考えておりますので、少し下がってしまうとそこはつかってしまうと。それを上げることによって津波が到達しないのか、どうかというような検討をする中で、少し時間がかかったというものでございまして、建物の高さの確認作業をしたことによりまして遅れたというものでございます。

◎加藤委員 この建物ピンポイントで77センチ地盤が下がるというのは、どのような想定に基づいて御説明をなさっていらっしゃるんですか。

◎宮本水産振興部副部長 地盤そのものは地域全体で77センチ下がります。それに基づいて、50メートルメッシュとか10メートルメッシュで浸水がどれぐらい来るかというのは算出しているんですけれども、実際にここの新たな製氷施設というところ、ピンポイントで実際にどれだけ来るかということを精査したところ、今までの想定よりはもっと来るであろうということで設計を見直したということでございます。

◎加藤委員 わかりましたけれど、何に基づいてその想定を上げたんですか。今まで行政が確かに宿毛市は全体地盤沈降するところなんで、長期浸水区域で対策もやっているんです。何メートル下がりますという想定も出ています。津波浸水深についても、ピンポイントで何ぼですという最大クラスの想定が出ています。出ている上で設計されていたはずなんですけれども、77センチ分設計をやり変えているわけですよね。その想定は何に基づいてやっているんですか。

◎樋口漁港漁場課長 77センチをやりかえたわけではなくて、77センチのもので想定をした高さというものの確認です。ピンポイントでの建物の確認ということです。やり直したということではなくて、77センチのもので設計をしました。その設計した建物が本当にこれでいいのかということの確認作業をピンポイントの位置でしましたところ、大丈夫か大丈夫じゃないかということで確認の時間を要したというものでございます。

◎横山副委員長 いろいろ議論があると思うんですけれども、すごい大事な施設だなんて思っていて、その中において、建築の監理は実際は土木部と連携してやられているということでもよろしいでしょうか。

◎樋口漁港漁場課長 土木部と一緒に連携してやるようにしております。施工監理については建築課をお願いをしております。

◎横山副委員長 いろいろ今議論もある中において、当然漁港漁場課も責任を持ってやられると思うんですけれども、プロの建築課のほうとも連携して、電気設備工事も大がかりなものになるだろうし、さまざまな配管施設とかいろいろ多岐にわたると思うので、ぜひし

っかりいいものをつくっていただきたいと思います。

◎西内（隆）委員長 質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。

◎西内（隆）委員長 これより採決を行います。

今回は議案数6件で予算議案2件、条例その他議案4件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案令和元年高知県一般会計補正予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西内（隆）委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号議案高知県森林環境譲与税基金条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西内（隆）委員長 全員挙手であります。よって第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号議案高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西内（隆）委員長 挙手多数であります。よって、第8号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号議案高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西内（隆）委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号議案（仮称）南国日章工業団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西内（隆）委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号議案令和元年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内(隆)委員長 挙手多数であります。よって、第15号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎西内(隆)委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、あすは休会とし、26日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行います。

26日は、出先機関等調査の取りまとめ委員会の日程及び県外調査の日程、候補地を決定したいと思いますので、日程を確認できるようよろしくお願いします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(13時47分閉会)